### 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県は、埼玉県高齢者健康増進事業(以下「事業」という。)の円滑な運営を図ると ともに、高齢者の社会参加の促進と生きがいの増進を図るため、「事業」を実施する公益財団 法人埼玉県老人クラブ連合会(以下「連合会」という。)に対し、予算の範囲内において補助 金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規 則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (補助対象事業等)
- 第2条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。
  - (1) 高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて、心身の健康の保持、増進を推進する事業
  - (2) 事業の実施に必要な企画及び推進に関すること
  - (3) その他事業の実施に関し、必要な事項に関すること

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業実施に要する経費とする。

(補助基準額)

第4条 補助基準額は、毎年度予算の範囲内で知事が定める額とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、第3条の補助対象経費、前条の補助基準額及び連合会が要する経費を比較して最も少ない額とする。

(申請書の様式等)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

- 第7条 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項は、記載することを要しない。 (交付決定通知書の様式)
- 第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条の2 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

(状況報告)

第9条 連合会は、知事の要求があったときは、補助事業の進行状況について、当該要求に係る 事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

- 第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、事業終了後2か月以内とし、その提出部数は1部とする。

(補助金額確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の補助金額確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

- 第12条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等について証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度

から5年間保管しなければならない。

附則

- この要綱は、平成8年9月10日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年3月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年度に実施する事業から適用する。

### 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金交付申請書

第 号

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 代表者名

下記により埼玉県高齢者健康増進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付 手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助事業の目的 埼玉県高齢者健康増進事業の円滑な実施を図る

3 補助事業の内容 埼玉県高齢者健康増進事業の企画及び推進等

4 その他(添付資料)

(1) 平成 年度収支予算書 別添のとおり

(2) 平成 年度事業計画書 別添のとおり

(3) 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金所要額調書 (別 紙)

# 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金所要額調書

(単位:円)

区分	総事業費	収入見込	差引額	補助対象	補助基準	県補助所	備考
		額	С	経費	額	要額	
	A		(A-B)			F(C, D、Eから少	
		В			Е	ない額)	
計							

## 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金交付決定通知書

第 号

平成 年 月 日

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 代表者 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け埼老連発第 号で申請のあった埼玉県高齢者健康増進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 補助事業の内容 埼玉県高齢者健康増進事業の企画及び推進等
- 3 支払方法
- 4 条 件
  - (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。

### 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金実績報告書

第号

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 代表者名

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県高齢者健康増進事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 埼玉県高齢者健康増進事業費補助事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 補助事業の成果
- 5 その他 (添付資料)
  - (1) 平成 年度事業報告書

別添のとおり

(2) 埼玉県高齢者健康増進事業費補助金精算調書 (別 紙)

# 埼玉県高齢者健康増進事業費補助精算調書

(単位:円)

区分	総事業費	収入額	差引額	補助対象	補助基準	交付決定	備考(謝圖和額)
			С	経費	額	額	G (D-F)
	A	В	(A-B)				
					Е	F	
計							

第 号 平成 年 月 日

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 代表者名 様

埼玉県知事

平成 年度高齢者健康増進事業費補助金の交付確定について (通知)

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定した平成 年度埼玉県高齢者健康増進事業費補助金については、平成 年 月 日付け埼老連発第 号による実績報告に基づき、下記のとおり確定する。

記

 1
 交付決定額
 金
 円

 2
 交付確定額
 金
 円